

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県立山荘
指定管理者	株式会社東洋サービス北陸
指定管理期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
評価対象年度	令和2年度、令和3年度
所管課	生涯学習・文化財室

評価年月：令和4年8月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の 確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限 の発揮(条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・ 利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.0
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.8
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.3
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条例第4条第2号)	施設に係る経費節減策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正かつ 確実に行うための財産的基礎 及び人的構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的 基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に 行うだけの経営基盤を維持しているか	1.0
		施設の機能を十分に発揮した 管理運営を実施できる組織体制、 職員数、職員構成(資格、経験など)、 が確保されているか(防災・防犯 及び災害・事故等緊急時の体制 を含む)	2.5
	指定管理者の人的構成	職員の指導育成、研修体制は十分か	2.8
総合評価			B

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している(各委員は0～3点で評価)。総合評価は当該平均点を基に決定したもので、評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> 立山荘の立地を活かした主催事業を企画・実施し、県内外や国内外への情報発信やPRに積極的に取り組んでいる。 教育の場として学校団体の施設利用を優先するなど、県内小学校へ集団登山の営業活動を積極的に展開している。 新型コロナウイルス感染症について、宿泊者、従業員に対して十分な感染防止対策が実施されている。 24時間利用者を受け入れる体制を整備しているなど、登山者等の避難や事故の防止に努めている。 資格を取得する職員への支援や休業期間中のグループ会社の研修参加など施設の役割を考えた研修が実施されており、職員の応対に対して利用者から高い評価を受けている。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> 立山の素晴らしさに触れたいと訪れる新規の利用者や再び触れたいと訪れるリピーター等、幅広い世代層に対応した新たな事業の企画・提案(体験、及び学習プログラム開発)に取り組んでほしい。 新型コロナウイルス感染拡大に伴うコロナ禍の営業、宿泊プラン等の集客に繋がる一層の検討が望まれる。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	・協定書に基づき、適切に定期報告書及び年度終了後の実績報告書を受理・確認している。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	・施設の維持管理・運営状況等について年間を通して現地確認が行われているなど適切である。
指定管理者との連携状況は適切か	・現地での様々な課題や事業計画等について、その都度、報告・協議を行うなど連携状況は適切である。
モニタリングは適切に実施されているか	・毎月の定期報告書や年度終了後の実績報告書等により、利用者の要望や意見、アンケート結果の報告を受けているなど適切に実施されている。